

稲沢市消防本部危険物規制事務に関する指導基準

制定	平成 2 7 年 1 0 月	1 日
改正	平成 2 8 年 4 月	1 日
改正	平成 2 8 年 9 月	1 日
改正	令和 7 年 4 月	1 日

稲沢市消防本部予防課

目 次

第 1 章 総則

1 趣旨.....	1
2 用語.....	1

第 2 章 申請等

1 申請.....	2
(1) 事務の取扱い.....	2
(2) 申請書類.....	2
2 手数料.....	3
(1) 徴収する手数料等.....	3
(2) 手数料の種類.....	3

第 3 章 審査基準

1 審査の基本.....	4
(1) 審査.....	4
(2) 参考文献.....	4
2 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの審査.....	4
(1) 審査基準.....	4
(2) 承認審査.....	4
3 危険物製造所等の変更工事.....	4
(1) 変更工事に係る事務の取扱い.....	4
(2) 変更工事と申請等の種類.....	4
(3) 変更工事の区分.....	5
(4) 変更工事等の範囲.....	5
(5) 設置又は変更の許可の変更に係る手続.....	5
4 危険物製造所等の変更許可に伴う仮使用承認.....	6
(1) 審査基準.....	6
(2) 承認審査.....	6
5 危険物製造所等の区分等.....	6
(1) 区分.....	6
(2) 危険物の貯蔵及び取扱数量.....	6
6 構造設備明細書に記入する建築面積.....	7
(1) 床面積.....	7
(2) キャノピー等.....	7
7 設置者等の氏名等変更の届出.....	7
(1) 設置者等の変更.....	7
(2) 届出を要する事案及び様式.....	7
(3) 届出.....	7
8 危険物保安監督者等.....	7
(1) 選任基準.....	7
(2) 危険物保安監督者.....	7

(3) 危険物取扱責任者	8
9 政令第23条による基準の特例	8
(1) 特例の適用	8
(2) 承認	8
第4章 技術基準	
1 材料規制及び構造規制	9
(1) 材料規制（不燃材料）	9
(2) 構造規制	9
2 建物構造	9
(1) 特定防火設備（扉）の基準	9
(2) 屋根の構造	10
(3) 耐火区画	10
3 保有空地	10
(1) 保有空地の取扱い	10
(2) 保有空地の基準	10
4 地盤面	11
(1) 地盤面の取扱い	11
(2) 地盤面施工の技術基準	11
5 電気設備	12
(1) 電気設備の基準	12
(2) 防爆構造	12
(3) 換気及び排出設備の基準	12
6 タンク本体及び付属設備	14
(1) タンク本体の内面保護	14
(2) 注入口	14
(3) 危険物配管	15
(4) 防油堤及びポンプ周り	15
(5) 排水溝、油分離槽等	15
(6) 消火設備	15
7 一般取扱所	16
(1) 構造規制	16
(2) 小口詰替（灯油詰替）の一般取扱所	16
(3) 20号タンク	16
(4) 棚と架台	17
8 屋内貯蔵所	17
(1) 屋内貯蔵所の基礎	17
(2) 架台	17
9 屋外タンク貯蔵所	17
(1) 防油堤に設ける階段	17
10 地下タンク貯蔵所	17
(1) 地下タンク貯蔵所と他用途	17

1 1	移動タンク貯蔵所	18
(1)	常置場所	18
1 2	屋外貯蔵所	18
(1)	区画	18
(2)	流出止め	18
1 3	給油取扱所	18
(1)	特別高圧架空電線	18
(2)	給油空地及び注油空地	18
(3)	水平投影面積の算定	18
(4)	キャノピーと日除けの取扱い	19
(5)	固定給油設備及び固定注油設備	19
(6)	給油取扱所の有人セルフ化及び単独荷卸し	20
(7)	店舗併設型給油取扱所への変更	20
(8)	自家用給油取扱所	20
(9)	給油取扱所を常置場所とするミニローリー（少量危険物貯蔵所）	21
(10)	給油取扱所の敷地面積	21

第5章 給油取扱所等における単独荷卸し

1	単独荷卸しの審査基準	22
(1)	単独荷卸しの対象となる危険物製造所等	22
(2)	単独荷卸しの対象となる危険物	22
(3)	給油取扱所等における単独荷卸しが可能となる要件	22
2	単独荷卸しの具体的要件	23
(1)	関係者が実施する事項	23
(2)	石油供給者又は単独荷卸しを行う運送業者が実施する事項	23
(3)	運送業者の遵守事項	24
(4)	給油取扱所等所有者の遵守事項	24
3	予防規程	24
(1)	予防規程の作成義務	24
(2)	給油取扱所等の予防規程に規定すべき内容等	24
(3)	予防規程に添付する書類	25
(4)	予防規程の留意事項	25
4	安全対策	26
(1)	単独荷卸しに必要な安全対策	26
(2)	単独荷卸しに係る適正運用	26
(3)	単独荷卸しに必要な安全対策設備の技術基準	26
(4)	給油取扱所等の単独荷卸しに係る教育訓練等の基準	27

第6章 検査

1	完成検査前検査	28
(1)	検査の種類	28
(2)	基礎検査	28
(3)	タンク検査	28

(4) 配管検査.....	28
2 完成検査	28
(1) 完成検査.....	28
(2) 完成検査の手続.....	28
3 完成検査前検査（水圧水張検査）	29
(1) 海外で制作された液体危険物の水圧水張検査について.....	29
(2) 危険物製造所等の指定数量未満タンク	29
(3) タンク、配管等の自主検査.....	29
(4) 水張水圧検査の代替検査.....	29
4 不合格	30
(1) 完成検査.....	30
(2) 完成検査前検査（水圧水張検査）	30
(3) 不合格時の手続.....	30
(4) 火災予防条例タンク	30

第7章 その他

1 許可書等の再交付	31
(1) 再交付の種類.....	31
(2) 手続.....	31
(3) 手数料.....	31
2 予防規程	31
(1) 作成単位.....	31
3 廃止の届出	31
(1) 届出.....	31
(2) 廃止にともなう留意点.....	31
(3) 文書廃棄.....	31
4 休止の届出	32
(1) 届出.....	32
(2) 休止の留意点.....	32

別添

- 別添 1 申請書等の記載要領
- 別添 2 確認を要しない変更工事等の具体的な例示
- 別添 3 稲沢市消防本部危険物製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続
- 別添 4 危険物保安監督者又は危険物取扱責任者を選任しなければならない危険物製造所等
- 別添 5 不燃材料と耐火構造
- 別添 6 電気設備の基準
- 別添 7 電気設備の基準
- 別添 8 消火設備の基準
- 別添 9 タンク等試験結果報告書（自主検査）

第 1 章 総 則

1 趣旨

この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から施行された地方分権一括法（平成 11 年政令第 324 号）に基づく自治事務として運用する基準であるとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とした行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）にのっとり、「行政運営の公平性とガラス張り化」し、許可、承認、届出等の申請に関する審査基準等を公表すると共に、危険物の規制事務を統一的に処理するために必要な基準(以下「指導基準」という。)を定め、指導することを趣旨とする。

2 用語

この指導基準において使用する用語は、次に掲げるところによる。

- (1) 「法」とは、消防法（昭和 23 年法律第 18 号）をいう。
- (2) 「政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- (3) 「省令」とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- (4) 「告示」とは、危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）をいう。
- (5) 「規則」とは、稲沢市危険物規制規則（平成 17 年規則第 27 号）をいう。
- (6) 「施行規則」とは、稲沢市消防法等施行規則（平成 17 年規則第 26 号）をいう。
- (7) 「手数料徴収条例」とは、稲沢市手数料徴収条例（昭和 51 年稲沢市条例第 19 号）をいう。
- (8) 「火災予防条例」とは、稲沢市火災予防条例（平成 17 年稲沢市条例第 27 号）をいう。
- (9) 「建基法」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (10) 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令 338 号）をいう。

第2章 申 請 等

1 申請

(1) 事務の取扱い

危険物の規制に関する事務の取扱いについては、次の事務処理要領等による。

ア 稲沢市火災予防条例事務処理要領（平成17年4月1日施行）

イ 稲沢市消防本部製造所等において行われる変更工事の事務取扱要領（平成17年4月1日施行）

ウ 稲沢市完成検査済証等交付手続事務処理要領（平成17年4月1日施行）

エ 稲沢市地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全対策事務要領（平成17年4月1日施行）

(2) 申請書類

ア 申請及び届出の書類

(ア) 申請及び届出の書類は、法、政令、省令及び規則に規定する書類とする。

(イ) 書類の提出は、規則及び事務処理要領等により指導すること。ただし、(ア)に規定する以外の書類であっても、その内容が要件を満たし、確認できるものであれば、同等の書類とみなす。

(ウ) 書類は原則として、2部提出とする。

許可申請書類の編冊順序は、おおむね次によること。

a 設置許可申請書

b 構造設備明細書（20号タンクを有するものは、タンク構造設備明細書）

c 委任状

d 付近見取図

e 構内配置図

f 危険物数量計算書

g 位置、構造、設備等の図面及び関係する書類

h 危険物配管関係

i 付帯設備

j 換気設備、可燃性蒸気又は可燃性微粉の排出設備

k 電気設備及び避雷設備

l 消火設備、警報設備、避難設備等の概要図及び配置図並びに設計仕様書

m 危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等に関する書類
（政令第7条の3に掲げる製造所等及び一般取扱所）

n その他必要な書類

イ 記載要領等

(ア) 申請図書の記載は、別添1「申請書等の記載要領」に基づき記載するものとする。

(イ) 記載事項の訂正等

a 申請書（鏡）の捨印は、特に必要としない。

b 捨印のある場合は、記載事項の訂正を「○字抹消○字挿入」により訂正する。

c 捨印のない場合は、二重線による訂正及び申請者等の訂正押印により訂正する。

d 添付する図書、図面の記載事項訂正及び追記は、申請者等の訂正押印により訂正等を行う。

ウ 申請の事務処理

(ア) 申請書類を受理する時に、手数料徴収条例の規定により「納付通知書」を交付する。

- (イ) 納付を確認した後に、申請書類の受付及び審査を開始する。
- (ウ) 審査等については、許可書等を添付し決裁を受ける。
- (エ) 決裁完了後、許可書等に公印を付し、申請者に交付（返戻）する。

エ 届出の事務処理

- (ア) 届出の書類を受け付けたときは、受付印による処理をすること。
- (イ) 届出の書類を受理したときは、届出済印による処理をすること。
- (ウ) 書類の交付(返戻)は、次のとおりとする。
 - a 書類提出後、工事を着工し、又は書類の審査等を要するものについては、その内容等を確認した後に交付(返戻)するものとする。
 - b 届出の内容が軽微である場合又は既に届出の内容が確認されている場合若しくは事案の完結が写真等の説明により確認できる場合は、即時交付(返戻)するものとする。
 - c 品名数量等の倍数変更届出については、書類の審査が必要であるため、原則、審査後(決裁後)に交付(返戻)するものとする。

2 手数料

(1) 徴収する手数料等

- ア 徴収する手数料は、手数料徴収条例による。
- イ 手数料の徴収時期は、申請時とする。

(2) 手数料の種類

- ア 仮貯蔵又は仮取扱いの承認申請手数料
- イ 設置許可又は変更許可申請手数料
- ウ 完成検査申請手数料
- エ 仮使用承認申請手数料
- オ 完成検査前検査申請手数料
- カ 許可書等の再交付申請手数料
- キ 火災予防条例のタンク前検査申請手数料手数料の徴収

第3章 審査基準

1 審査の基本

(1) 審査

- ア 審査は、「行政手続法に基づく危険物設置許可等の審査基準」に基づき厳正に審査すること。
- イ 審査期間は、標準処理期間以内に完了し、同期間内に申請者に承認、許可、認可、完成検査済証等の交付をしなければならない。
- ウ 申請書及び添付文書に誤記、不足等の不備があり、補正を要する場合は、この審査に係る標準処理期間を、停止する。なお、土日祝祭日等の期間は含まないものとする。

(2) 参考文献

- ア 審査に関する技術上の基準を示した参考文献は、次のとおりとする。
- イ 東京法令出版の「図解危険物施設基準の早わかり①②③④」を参考とする。
- ウ 東京法令出版の「10訂版危険物法令の早わかり」を参考とする。

2 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの審査

(1) 審査基準

法第10条ただし書及び規則第2条によるものとする。

(2) 承認審査

- ア 原則として、仮貯蔵又は仮取扱いの申請は重複しないものであること。
- イ 具体例として、仮貯蔵申請における、同一場所での取扱いは、仮貯蔵とする。また、仮取扱いにおける仮貯蔵も同様とする。
- ウ 同一場所において、作業上やむを得ず10日間を超えて仮貯蔵又は仮取扱いを行う場合には、承認はされないものであること。ただし、承認の申請が、作業を区切り、改めて承認の申請があるときはこの限りでない。
- エ 地下貯蔵タンク等の点検に係る貯蔵又は取扱いについては、仮貯蔵又は仮取扱いの申請は不要であること。

3 危険物製造所等の変更工事

(1) 変更工事に係る事務の取扱い

危険物製造所等で行われる変更工事における事務処理は、法に定めるものを除くほか別に定める「稲沢市消防本部製造所等において行われる変更工事の事務取扱要領」に基づく、別添2に示す「確認を要しない変更工事等の具体的な例示」によること。

(2) 変更工事と申請等の種類

ア 許可を要する変更工事

危険物製造所等の改修等が、法第10条第4項に基づく危険物製造所等の位置、構造及び設備等に影響するため、法第11条第1項に基づく「変更許可申請を要する変更工事」とする。

イ 確認を要する軽微な変更工事

- (ア) 危険物製造所等の改修等が、単なる部品の取替え等メンテナンスに過ぎないようなものは、変更許可を要しないが確認を要するので、資料の提出を必要とする「軽微な変更工事（以下「変更工事届」という。）」とする。
- (イ) 施設範囲外等、危険物製造所等と無関係な設備に係る改修、追加等は、原則として変更工事届を不要とするが、位置、構造、設備等に影響が出るおそれがある場合は、変更工事とする。

ウ 確認を要しない軽微な変更工事

部品の取替えが軽微なものは、法第10条第4項に基づく危険物製造所等の位置、構造、設備等に影響がなく確認を要しないので、資料の提出を要しない「軽微な変更工事」をいう。

(3) 変更工事の区分

ア 増設

危険物製造所等に新たに機器、装置等の設備を設置することをいう。

イ 移設

危険物製造所等を構成する機器、装置等の設置位置を変えることをいう。

ウ 改造

現に存する危険物製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器、装置等の構成、機能、性能を変えることをいう。

エ 取替え

危険物製造所等を構成する機器、装置等を既設のものと同等の種類、機能、性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、前項の改造に該当するものを除く。

オ 補修

危険物製造所等を構成する機器、装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいう。

カ 撤去

危険物製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。

(4) 変更工事等の範囲

ア 機器の増設（新設）及び取替え

- (ア) 危険物の取扱いがある場合は、変更許可とする。
- (イ) 危険物の取扱いがない場合は、変更工事届とする。

イ 設備のレイアウト変更

- (ア) 危険物の取扱いがある変更は、変更許可とする。
- (イ) 危険物の取扱いがない変更は、変更工事届とする。

ウ 機器の撤去

- (ア) 指定数量以上の危険物の取扱いがある機器の撤去は、変更許可とする。
- (イ) 指定数量未満の危険物の取扱いがある機器の撤去は、変更工事届とする。
- (ウ) 危険物の取り扱わない機器の撤去は、変更工事届とする。

(5) 設置又は変更の許可の変更に係る手続

危険物製造所等の設置工事又は変更工事における、設置許可申請又は変更許可申請及び仮使用承認申請並びに完成検査申請は、別に定める「稲沢市危険物製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続」（別添3）により指導するものとし、基本的な考え方は次の例のとおりとする。

ア 設置許可の計画変更により、一部変更を行う場合（設置許可の変更）

設置許可 → 計画変更（変更許可） → 設置完成検査

イ 変更許可の計画変更により、一部変更を行う場合（変更許可の変更）

変更許可 → 計画変更（変更変更） → 元許可の完成検査

ウ 変更許可の計画変更により、複数の一部変更を行う場合（複数に分けて変更）

※ 原則として、期毎の完成検査を行う。

変更許可（１期工事） → 完成検査

変更許可（２期工事） → 完成検査

変更許可（３期工事） → 完成検査

エ 変更の許可と軽微な変更工事を同時に１申請として同時に申請する場合

変更の許可に係る部分と軽微な変更工事にかかる部分を、変更の内容又は工事計画書等に明確に記載し、関係書類を添付すること。

オ 変更許可と品名数量等の変更届を同時に申請する場合

変更許可申請書の危険物の欄には、変更後の品名数量等を記載すること。ただし、添付書類として、変更前の品名数量等及び変更後の品名数量等を明確に記載した書類を添付すること。

4 危険物製造所等の変更許可に伴う仮使用承認

(1) 審査基準

法第１１条第５項ただし書及び規則第４条によるものとする。

(2) 承認審査

ア 仮使用の承認範囲は、工事箇所及び工事を行うのに必要な部分以外の部分であること。

イ 複数変更工事に伴う仮使用の承認申請は、同手続の例によること。

ウ 仮使用の承認の取扱いについて

(ア) 取扱所において変更許可による工事を行う場合、工事期間中、操業及び営業を停止する等、危険物の取扱いが一切ない場合は、仮使用の承認は必要がないものとする。

(イ) 貯蔵所において変更許可による工事を行う場合、工事期間中、危険物の貯蔵及び取扱いが一切ない場合は、仮使用の承認は必要がないものとする。ただし、タンクを有する場合、タンクの中に危険物を貯蔵したまま工事を行い、完成検査済証が交付されるまで、安全な危険物の貯蔵が行われ、かつ、危険物の取扱いが一切ない場合は、危険物の貯蔵がないものとみなし、仮使用の承認は必要がないものとすることができる。

5 危険物製造所等の区分等

(1) 区分

危険物の設置又は変更許可を行う場合は、危険物製造所等の区分を明確にして申請するよう指導すること。（申請図面に明示すること。）

ア 配管を有する場合の区分の例

(ア) サービスタンクの「入」まで

(イ) 建屋の「入」まで

(ウ) ポンプの「出」まで

(エ) 「フランジ」「バルブ」「可撓管（フレキシブル配管）」等で区分し明示すること。

イ 保有空地を伴う場合の区分

保有空地の範囲及び幅員を記入し明示すること。

(2) 危険物の貯蔵及び取扱数量

ア 消費量（ボイラー等）

(ア) 消費制御装置等により実働消費量が明確な場合

実働消費量 × 稼働時間 で算出する。

(イ) 実働消費量が不明確な場合

MAX × 稼働時間 で算出すること。

イ 基準を超えない範囲であれば概略の整数指導でもよいものである。

例 2, 980.50 → 3, 0000

ウ 非常用電源の消費量

(ア) 発電時間は、想定される稼働時間を勘案すること。不明な場合は、原則として3時間とする。

(イ) 時間消費量は、MAXとする。

MAX × 3時間 で算出すること。

6 構造設備明細書に記入する建築面積

(1) 床面積

床面積は、建基令第2条による床面積を記入する。

(2) キャンピ等

(ア) キャンピの床面積は、100%として算定する。

(イ) 底の床面積は、1mを減じて算定する（1m以上突出した場合）。

7 設置者等の氏名等変更の届出

(1) 設置者等の変更

置者等の住所及び氏名等に変更があったときは、遅滞なく届出書を提出すること。

(2) 届出を要する事案及び様式

譲渡又は引渡については、両者間において（売買等）が生じるため、届出には売買契約書又は登記簿等の証明の添付が必要とする。

※ 危険物製造所等譲渡又は引渡届出書（省令様式第15号）

ア 設置者の名称等の変更については、株式等の利権に変更がなく、会社内部の人事に関与し、代表者が変更したもの等をいう。

※ 危険物製造所等設置者等住所氏名名称変更届出書（規則様式第13号）

イ 使用者の名称等の変更については、設置者に変更はなく、賃貸契約等により使用者等が変更したもの等をいう。

※ 危険物製造所等設置者等住所氏名名称変更届出書（規則様式第13号）

(3) 届出

届出は、危険物製造所等毎に必要とする。従って、複数の場合には関係する部分を別紙として添付してもよい。

8 危険物保安監督者等

(1) 選任基準

危険物製造所等において危険物保安監督者又は危険物取扱責任者を選任する基準については、次によるもののほか、別添4に示す「危険物保安監督者又は危険物取扱責任者を選任しなければならない危険物製造所等」によるものとする。

(2) 危険物保安監督者

ア 選任を必要とする危険物製造所

政令第31条の2の各号（第3号を除く。）に定める危険物製造所等以外の危険物製造所等

イ 資格

- (ア) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うことができる危険物の危険物取扱者免状を有すること。
- (イ) 危険物の取扱作業の保安に関する講習（保安講習）を受講していること。

(3) 危険物取扱責任者

ア 選任を必要とする危険物製造所等

政令第31条の2の各号（第3号を除く。）に定める危険物製造所等

イ 資格

- (ア) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うことができる危険物の危険物取扱者免状を有すること。
- (イ) 危険物の取扱作業の保安に関する講習（保安講習）を受講していること。

9 政令第23条による基準の特例

(1) 特例の適用

ア 特例の適用を受けようとする場合は、危険物製造所等の許可申請に、別に定める「特例願い」を添付するものとし、特例を願い出る理由を明確にした上で許可申請すること。

イ 代替設備を設ける特例については、必要に応じ、仕様書、計算書等を添付すること。

(2) 承認

政令第23条の特例を適用する許可は、消防所見等の承認を受けること。

第4章 技術基準

1 材料規制及び構造規制

材料規制及び構造規制の具体的基準については、次の例及び別添5に示す「不燃材料と耐火構造」によること。

(1) 材料規制（不燃材料）

不燃材料とは、建基法第2条第9号に定める材料でガラス以外のもので、建基令第108条の2で定める技術的基準に適合する不燃性を持つ材料をいう。

(2) 構造規制

ア 不燃構造

(ア) 不燃材料で造られた不燃性を有する建物構造又は工作物の構造をいう。

(イ) 構造規制で指定箇所以外は、耐火構造でも不燃構造として可能である。

イ 耐火構造

(ア) 建基法に定める耐火性能を有する危険物製造所等の構造又は工作物の構造をいう。

(イ) 平成12年建設省告示第1399号による構造を有すること。

ウ 鉄筋コンクリート

(ア) 鉄筋コンクリート造を有する基礎、スラブ、耐火構造等は、建基令第79条の基準に基づくこと。

(イ) 鉄筋かぶり等の具体的基準については、一般社団法人日本建設業連合会（日建連）が公表している「鉄筋コンクリート造配筋指針」に基づく「鉄筋の設計かぶり厚さ」によるものとする。

2 建物構造

(1) 特定防火設備（扉）の基準

危険物製造所等における自動閉鎖式の特定防火設備（扉）の基準については、次のとおりとする。

ア ドアチェックによる場合は、ストッパーのないものに限ること。

イ シャッターによる場合は、次によるものであること。

(ア) 自動火災報知設備に連動させ、火災時の遮断が可能であること。

(イ) 他用途部分の自動火災報知設備に連動させる場合は、誤報時の作動に留意する対策をとること。

例 シャッター専用の感知器設置等

(ウ) 作業上やむを得ずに開放状態となる場合は、停電時においても遮断が可能な蓄電設備等を設けること。

(2) 屋根の構造

危険物製造所等における屋根に網入りガラスを用いる場合は、次のとおりとする。

ア 採光のためであり、窓程度の大きさに限られること。

イ はめ殺し（F I X）窓は、窓としては取り扱わないため、原則として認められるものであること。

ウ 板厚は、屋根材としての強度を有するものであること。

エ 容易に落下しない構造であること。

(3) 耐火区画

既設建物の耐火基準は、次のとおりとする。

ア 柱の耐火基準は、政令で定める基準に従い全て耐火構造とする。

イ 既設柱に附随する設備があっても、原則として付け根までは耐火被覆すること。

ウ 耐火被覆等が容易に落下しない構造であること。

3 保有空地

(1) 保有空地の取扱い

ア 設置の許可には、必ず保有空地の範囲を明示すること。変更許可又は変更工事届において保有空地に係る場合は、保有空地の範囲を明示すること。

イ 保有空地内に、危険物の貯蔵及び取扱いに必要な設備等で軽微なものを除いて設置する場合は、位置及び構造設備に変更があるため変更許可とする。

ウ 数量等の変更で、保有空地の幅が増大する場合又は保有空地の減少が保有空地内に他の設備等の設置にともなう場合は、位置、構造、設備等に変更があるため変更許可とする。

(2) 保有空地の基準

ア タンク及び工作物は、原則として、タンク側板又は外壁等から空地とするものであること。

イ 建築物は、原則として、外壁から空地とする。ただし、庇等の張り出しがおおむね1メートル以上の場合は、その先端からとする。

ウ 保有空地内には、原則として、一切の物品の設置は認められないものであること。ただし、次に掲げるものは除くこと。

(ア) 消火設備のうち、第4種又は第5種の消火設備

(イ) 当該危険物製造所等に工程上必要な設備又は関連設備の一部で、空地の目的に障害とならないもの

エ 保有空地内に当該危険物製造所等に工程上必要な設備又は関連設備の一部を設置使用とする場合には、保有空地外若しくは屋根上等に設置するよう極力指導すること。ただし、やむを得ず設置する場合は、保有空地の変更を行うものであること。

4 地盤面

(1) 地盤面の取扱い

ア 危険物製造所等を設置する場合は、原則として周囲の地盤面より高くすること。ただし、次のイに係る施工をした場所に設置する場合は、施工した部分を地盤面とみなす。

イ 地盤面の施工

(ア) 地盤面全体に盛り土をした場合

(イ) 地盤面の一部に土留め施工し、土留めの内側に盛り土を行った場合

(2) 地盤面施工の技術基準

ア 危険物製造所等を設置しようとする部分は、平坦であること。

イ 土留めは、崩壊するおそれのない施工がされていること。

ウ 保有空地を有する場合は、保有空地の範囲に土留めが、かからないこと。

エ 地下貯蔵タンクを埋設する場合、タンク室のときは側壁、省略型のときは上部スラブが土留めと独立していること。

オ 土留めと危険物製造所等は、緩衝しない構造とすること。

5 電気設備

(1) 電気設備の基準

電気設備は、政令第9条第1項第17号（他の規定において準用する場合を含む。）の規定により「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年3月27日通商産業省令第52号）によるものとし、技術上の基準は、別添6に示す「電気設備の基準」によるものとする。

(2) 防爆構造

ア 防爆構造を適用しなければならない範囲は、次のとおりとする。

- (ア) 引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの
 - (イ) 引火点40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱うもの
 - (ウ) 可燃性微粉（危険物又は非危険物を問わない。）が飛散又は滞留するおそれのあるもの
 - (エ) 可燃性気体が漏れ、又は発生するおそれのあるもの
- 機器、制御盤等で防爆構造とすることができない場合は、電気設備を囲う容器内に、空気、窒素等の不燃性の気体を圧入し、容器周囲の圧力より高く保持する「エアパージ」を行うこと。

(3) 換気及び排出設備の基準

ア 換気及び排出

- (ア) 換気とは、建物内等において、室内等の空気の置換をするものをいう。
- (イ) 排出とは、室内等に滞留した可燃性蒸気又は可燃性微粉を屋外の高所に排出するものをいう。

イ 危険物製造所等における換気及び排出設備の設置基準については、別添7に示す「換気及び排出設備の基準」によるものとする。

ウ 換気設備

(ア) 換気設備の種類

- a 自然換気とは、換気用ガラリ又は風力式のベンチレーターを取り付けたものをいう。
- b 強制換気とは、動力式のベンチレーター、換気用の排風機等を取り付けたものをいう。

(イ) 換気設備の留意事項

- a 可燃性蒸気の滞留がないこと。
- b 空気の置換が容易にできること。

(ウ) 換気設備の技術基準

- a 風量（容積算定）については、建基法、労働基準法（昭和22年法律第49号）等によること。
- b 各換気設備には、原則として、40メッシュの引火防止網を取り付けること。また、延焼の恐れのある範囲、耐火構造の貫通部等には、防火ダンパーの設置が必要であること。

(エ) 一般取扱所等の換気ガラリ

- a 前(ウ)bにより、特に多量の空気の置換が必要な場合は、次に定める基準を満たすものに限りメッシュサイズを20とすることができる。
- b 換気装置周辺が、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲以外であること。
- c 換気装置周辺で取り扱う危険物は、引火点が70℃以上で、かつ、引火点以上に加熱された状態で取り扱っていないこと。
- d ルーバー等が取り付けられている場合は、直接外面に面しないこと。この場合、防火ダンパーが取り付けられていること。

エ 排出設備

- (ア) 排出しなければならない建築物、場所等（電気工作物に係る法令（以下「電気法」という。）

に基づく)

- a 引火点が40℃未満の危険物を大気にさらした状態で貯蔵し、又は取り扱う場所
- b 引火点以上にある危険物を大気にさらした状態で貯蔵し、又は取り扱う場所
- c 可燃性微粉を大気にさらした状態で貯蔵し、又は取り扱う場所

(イ) 排出設備の種類

- a 強制排出設備とは、動力式のベンチレーター、排出用の排風機等を取り付け、排出ダクト、フード等により可燃性蒸気等を屋外の高所に排出するものをいう。
- b 自動強制排出設備とは、自動的に作動する動力式のベンチレーター、排出用の排風機等を取り付け、排出ダクト、フード等により可燃性蒸気等を屋外の高所に排出するものをいう。

(ウ) 排出設備の留意事項

- a 可燃性蒸気の滞留のおそれが室内全体にあるときは、室内全体とする。
- b 容器、槽等で、危険物が大気に触れる状態のときは、容器又は槽ごととする。
- c 可燃性蒸気の発生が局部的であるときは、局所排出とする。
- d 可燃性蒸気の滞留のおそれがないときは、可燃性蒸気の排出及び空気の置換が容易にできること。

(エ) 排出設備の技術基準

- a 可燃性蒸気の排出は、床上から屋外の高所に排出するようダクトを設けること。
- b 排出設備には、原則として、40メッシュの引火防止網を取り付けること。また、延焼の恐れのある範囲、耐火構造の貫通部等には、防火ダンパーの設置が必要であること。
- c 延焼の恐れのある範囲、耐火構造の貫通部等には、防火ダンパーを設けること。
- d 設備単位に設ける排出設備には、貫通部及び当該設備の排出部直近に防火ダンパーを設けるよう指導すること。

(オ) 風量（容積算定）について

- a 室内全体を排出するものは、室内容量の1時間当たり5回以上の能力を有すること。
（電気法により、貯蔵し、又は取り扱う危険物の引火点が40℃未満等で、可燃性蒸気の滞留するおそれがある範囲とする。）
- b 局所排出するものは、排出容量（可燃性蒸気発生箇所の面積に高さ60cmを積したもの）の容量の15回以上の能力を有すること。

(カ) 換気及び排出設備の電気設備に関する技術基準

電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）によること。

(キ) 引火防止網は、清掃及び点検が容易にできる構造とすること。

(ク) 防火ダンパーは、清掃、点検及び作動状況の確認が容易にできる位置に設けること。

6 タンク本体及び付属設備

(1) タンク本体の内面保護

液体危険物を貯蔵するタンクの内面を腐食等から保護

ア 保護材の材質は、収納する危険物に悪影響を及ぼさないものであること。

イ 例として、危険物保安技術協会（以下「KHK」という。）で認定されているエポキシコーティング、ガラスフレーク等があり、その他のものとしてF Fタンクの内殻に使用する素材がある。

(2) 注入口

貯蔵タンクの注入口は、次のとおりとすること。

ア 位置

(ア) 防火上安全であること。

(イ) 移動タンク貯蔵所が容易に停車できること。

(ウ) はみ出し給油とならない位置及びスペースが確保できること。

イ 設備

(ア) 地下貯蔵タンクの場合、原則として直上注入口は認められないものとする。（遠方注入口を指導する。）

(イ) 屋外貯蔵タンクはタンク側面でも可能であること。ただし、防油堤内に設ける場合は、受け皿を設けること。

ウ 保安対策

遠方注入口の場合、いたづらを防止するため、不燃材で造られた箱等を設けること。

(ア) 注入口又は注入口BOXに鍵を取り付けるよう指導すること。

(イ) 引火点が21℃未満の危険物には表示が必要であること。

「危険物注入口」「火気厳禁」

(3) 危険物配管

配管施工の指導については、次のとおりとすること。

ア 地下埋設配管を設置、取替え等の変更工事する場合は、電気防食に留意すること。

イ ピット配管を設置する場合は、点検口及び雨水の処理に留意すること。（油分離槽又はグリーストラップ2槽以上の設置がより安全性が高い。

ウ ダクト又は天井裏に配管を設ける場合は、配管接合部分に点検口を設けること。

(4) 防油堤及びポンプ周り

ア タンク及びポンプ周りの防油堤施工については、防水性向上及び危険物の浸透防止を図るため、防水モルタル施工すること。

イ ポンプは、ポンプ周りの防油堤より高くする等、油中に没しないよう施工すること。

(5) 排水溝、油分離槽等

ア 油分離槽は4槽以上とし、1槽目にもサイフォン管を設けること。

イ 最終槽からの排水溝には、サイフォン管は不要であること。

(6) 消火設備

危険物製造所等に設置する消火設備は、危険物製造所等の規模、貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名及び最大数量等により、その消火に適応するものとされる消火設備を設置するものとし、技術上の基準は、別添8に示す「消火設備の基準」によるものとする。

ア 消火設備の

(ア) 消火設備の技術上の基準は、政令第20条によるものとする。

(イ) 危険物製造所等の規模

a 著しく消火困難な危険物製造所等

b 消火困難な危険物製造所等

c その他の危険物製造所等

(ウ) 消火設備の設置の対象となる建築物、その他の工作物及び危険物の所要単位の計算方法については、省令第30条によるものとする。

(エ) 電気設備の消火設備 については、省令第36条によるものとする。

イ 所要単位等の算定

(ア) ①「建築物その他の工作物の規模について」

②「危険物の量について」

③「電気設備について」

を個別に算定し、①②③を合算するものとする。

(イ) ③の電気設備について、電気設備のある場所が100㎡に満たない場合は、①の建築物その他の工作物の規模に代替させ省略することができるものとする。

7 一般取扱所

(1) 構造規制

ア 政令第19条第1項の取扱い

- (ア) 不燃材料で造られた棟規制の一般取扱所（構造規制で指定箇所以外は、耐火構造でも可能）
- (イ) 給油取扱所、移送取扱所、販売取扱所に該当しない取扱所
- (ウ) その他政令第19条第1項として取り扱う取扱所
 - a 政令第9条第1項ニの規定による小屋裏まで達する耐火壁区画されたもの
 - b 政令第23条の特例により許可されたもの
 - c 旧基準の小口詰め替え

イ 政令19条第2項の取扱い（類型化された一般取扱所）

- (ア) 省令第28条で類型化された特例の一般取扱所をいい、例として、吹付塗装、洗浄、焼入れ、充填、油圧、ボイラー等での消費等をする設備で、区画室を有する。
- (イ) 政令19条第2項の一般取扱所は、建物内設置となっているが、必ずしも他用途を要するものではなく、単体の建物として省令第28条の基準により設置も認められる。
- (ウ) 前イ(イ)場合の建物構造は、政令第19条第2項を満たすことが前提である。この場合、保安距離及び保有空地は適用されない。
- (エ) 類型化された一般取扱所の設置基準は、区画室単位の規制と設備単位の規制があり、どちらも1棟の建築物内に設置することができる(政令第19条第2項第4号及び第5号に規定する一般取扱所を除く。)。ただし、1許可で複数の取扱形態との混在はできない。(平成元年7月4日消防危第64号)
- (オ) 類型化の異なる一般取扱所を1棟の建築物内に複数設置する場合は、個別の一般取扱所として規制する。

(2) 小口詰替（灯油詰替）の一般取扱所

- (ア) 旧基準の一般取扱所は、特例措置による取扱所であるため、ホースの延長は認められないものであること。ただし、旧基準の一般取扱所を廃止し、政令第19条第2項の設置許可を受ける場合には可能である。
- (イ) 上屋は、水平投影面積が3分の1以下であること。
- (ウ) シャッター等の取り付けで、屋根又は庇を目的としたものは、水平投影面積に算入すること。

(3) 20号タンク

ア 20号タンクの範囲について

20号タンクの範囲については、指定数量の5分の1以上指定数量未満とすること。
(平成7年2月3日付け消防危第5号)

イ 指定数量の5分の1未満のタンクの取扱いについて

- (ア) 政令第9条第1項第20号の技術上の基準は適用されないものであること。
- (イ) 構造設備明細書への記載については、省略することができるものであること。
(平成10年3月16日付け消防危第29号)

ウ 20号タンクの検査について（第6章 検査 3 完成検査前検査参照）

（ア）指定数量以上のタンクについては、消防検査によるものであること。

（イ）指定数量未満のタンクについては、自主検査等によるものであること。

（4）棚と架台

ア 棚と架台の判断基準

（ア）架台とは、作業等を行うための台で、固定式の階段を有する物をいう。

（イ）棚とは、架台を除く物品等を置くための台で、梯子等による昇降をする。

イ 床面積に算定する架台等の取扱いについて

（ア）棚上及び棚下が共に1, 800mm以上を有すること。

（イ）幅員が2, 000mm以上連続していること。

（ウ）面積が150㎡以上を有すること。

ウ 前イの全ての条件を満たすものは、法で定める床面積とすること。

（ア）面としての消火設備だけが設置されている時は、立体的な消火設備を必要とする。（架台上、全域放出等）

（イ）警報設備のうち自動火災報知設備については、法第17条の技術基準に適合させること。

8 屋内貯蔵所

（1）屋内貯蔵所の基礎

ア ブロック積みの場合には、基礎（コンクリート土台）を有すること。

イ 直積みは、ブロック下部部分に防水モルタル施工をするよう指導すること。

（2）架台

ア 架台を設ける場合は、床に固定すること。

イ 架台に危険物を収納する場合は、チェーン等の落下防止を施すこと。

9 屋外タンク貯蔵所

（1）防油堤に設ける階段

防油堤に設ける階段の構造については、次のとおりとする。

ア 防油堤と一体構造のものとは、鉄筋コンクリート等で造られ移設ができないものをいう。

イ 防油堤と一体構造でないものとは、鉄板等で造られ移動が可能であるもの

ウ 一体構造でないもの新設する場合は、転倒防止等の危害を防止するため固定をすること。

ただし、固定しても、一体構造として取り扱わない。

10 地下タンク貯蔵所

（1）地下タンク貯蔵所と他用途

地下タンク貯蔵所上にその他の用途を設ける場合は、次の条件を満たせば差し支えないものとする。

ア 危険物の貯蔵等に支障がないこと。

イ 通行車両等、荷重に耐えるタンク、マンホール及び配管に損傷等のおそれがないよう、強度を保つこと。

ウ 上部スラブ上に消防活動用空地を設ける場合は、前イの強度があれば認められるものであること。

1 1 移動タンク貯蔵所

(1) 常置場所

ア 常置場所の表示に義務はない（任意とする。）

イ 表示する場合の例

「移動タンク貯蔵所常置場所」「火気厳禁」とするが、大きさの指定はない。

ウ 車両への表示

表示義務はない（任意とする。）

1 2 屋外貯蔵所

(1) 区画

ア 区画は、次の例等がある。

(ア) チェーン

(イ) 柵

(ウ) 防液堤

イ 屋外貯蔵所の敷地（区画）縮小する場合は、次の例によること。

(ア) 流出止めの新設を必要とする

(イ) 保有空地の減少するものは、変更許可を要する。

(2) 流出止め

ア 防液堤（コンクリートブロック造は防水施工を要すること。）

イ 排水溝

1 3 給油取扱所

(1) 特別高圧架空電線

ア 給油取扱所の上空を通過しないこと。ただし、次の措置を講じた場合は、この限りでない。

(ア) 特別高圧架空電線と固定給油設備等、注入口、通気管、建築物等との間に水平距離をとること。

(イ) (ア) の距離を確保することができない場合は、それと同等の安全性を有するような措置をとること。

(ウ) 電線が断線した場合における措置等について予防規程等で明記すること。

(2) 給油空地及び注油空地

ア 給油空地は車両動線を考慮し、各計量器を包含するように給油業務に必要な空地を有すること。

イ 注油空地は容器詰め替えをするときはおおむね4 m²、ローリーを有するときは車両がはみ出さない広さとする。

ウ 図面に「給油空地」及び「注油空地」の範囲を明示し、構造設備明細書「給油空地」の間口及び奥行の欄にはこの数値を記入すること。

(3) 水平投影面積の算定

水平投影面積 = 建築物面積 + キャノピー + 日除け

(4) キャノピーと日除けの取扱い

ア キャノピー

(ア) 基礎、柱、梁等を有し地面に固定され恒久的な施工がされている。

(イ) 水平投影面積に算入すること

イ 日除け

(ア) 基礎、柱等はなく防火塀等に取り付けられ、脱着又は開閉ができ簡易的な施工で、材質は不燃材とする。

(イ) 水平投影面積に算入すること

(5) 固定給油設備及び固定注油設備

ア 計量器の取替え等

(ア) ホース長、吐出口数及び吐出量を審査すること。

(イ) 取替え機器については、KHKの認定の有無を審査すること。

イ ホースの変更等

(ア) ホース長は、固定給油設備、固定注油設備、洗車機等、道路境界線との間隔（離隔距離）により定められる。

(イ) ホース長の測定は、ホース取り付け部からノズル先端までとする。

ウ 位置

道路境界に防火塀が設けられている場合、道路境界線を敷地境界線とみなして必要な間隔を確保することとするが、この場合、防火塀の先端から道路境界線との間隔に必要な距離も確保すること。

- (6) 給油取扱所の有人セルフ化及び単独荷卸し
- ア 有人セルフ化に伴う改修は、機器等の位置、構造、設備等に変更があるかを審査すること。
- イ 単独荷卸しに伴う改修は、機器等の位置、構造、設備等に変更があるあるかを審査すること。
- (7) 店舗併設型給油取扱所への変更
- 給油取扱所の一部に、給油等のために訪れた顧客を対象とした店舗を併設するものをいう。
- ア 構造設備明細書の建築物の用途の取扱いは、次のとおりとする。
- (イ) 第1号の2とは、事務所兼販売室をいい、以下「販売室等」という。
- (イ) 第2号とは、事務所とは分離された店舗、飲食店又は展示場をいい、以下「販売専用室」という。
- イ 構造設備明細書に変更があり、変更許可を要する変更工事には、主なものとしては、次のとおりとする。
- (イ) 敷地の一部に、販売専用室を設置する場合
- (イ) 販売室等を、店舗、飲食店、展示場等の販売専用室に変更する場合
- (ウ) 販売室等の改修により、事務所兼販売室の一部に区画された販売専用室を設置する場合
- ウ 店舗併設型給油取扱所への変更に伴う技術上の基準
- (イ) 販売室、販売専用室等への出入口には、防火設備を設けること。
- (イ) 販売専用室を2階に設ける場合の出入口は、販売室等の屋内階段を使用すること。ただし、屋外階段を設ける場合にあつては、給油空地に直接面しないこと。
- (ウ) 店舗を併設する場合は、給油取扱所へ来客した顧客を対象としているため、給油等を終了した車両を駐車するスペースを駐車禁止位置以外、かつ、給油又は注油空地以外直接面しないように設けること。
- (エ) ドライブスルー形式の金品受け渡しの専用室を設ける場合は、金品受け渡しをする窓口が、給油又は注油空地以外直接面しないように設けること。
- (8) 自家用給油取扱所
- ア 給油対象者
- 給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車等に給油するものであること。
- イ 自家用給油取扱所の区分
- (イ) 自家用屋外給油取扱所
- (イ) 自家用屋内給油取扱所（令第17条第2項の基準を満足すること。）
- ウ 敷地、給油空地等
- (イ) 敷地は、工場等の敷地内に設けること。敷地全体が給油取扱所とはならない。
- (イ) 車両の大きさ及び車両動線を考慮し、各計量器を包含するように給油業務に必要な空地を有すること。（はみ出し給油の禁止）
- (ウ) 給油取扱所の敷地との区分は、排水溝を設け、これを敷地の境界とする。
- エ 車両の出入りする側
- (イ) 公道に直接面して乗り入れをしないこと。
- (イ) 構内道路は幅員がおおむね4mとし、乗り入れをしない側には、防火塀を設けること。
- オ 給油取扱所の設備等
- 自家用給油取扱所として必要な設備以外は設置しないこと。

(9) 給油取扱所を常置場所とするミニローリー（少量危険物貯蔵所）

ア 常置場所

- (ア) 常置場所は、給油空地及び注油空地以外で駐車禁止以外の場所であること。
- (イ) 常置場所の表示をすること。
- (ウ) 給油取扱所の空地に常置場所とする場合は、必要に応じて資料の提出を求め確認しておくこと。

(10) 給油取扱所の敷地面積

給油取扱所の用に供する部分の防火塀の外側線（給油取扱所の用に供する建築物の外壁をもって防火塀に代える場合にあっては、隣地境界線等に面する当該外壁の外側線）と自動車等の出入りする側の道路境界線（歩道との境界線を含む。）に囲まれた部分の面積とすること。

第5章 給油取扱所等における単独荷卸し

1 単独荷卸しの審査基準

平成17年10月26日消防危第245号「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」により審査するものであること。

(1) 単独荷卸しの対象となる危険物製造所等

単独荷卸しを行うことができる危険物製造所等は、次に掲げるもの（以下「給油取扱所等」という。）とする。

ア 給油取扱所

イ 製造所、一般取扱所で地下タンクを有するもの

ウ 地下タンク貯蔵所

(2) 単独荷卸しの対象となる危険物

ア ガソリン

イ 灯油

ウ 軽油

エ 重油

(3) 給油取扱所等における単独荷卸しが可能となる要件

ア 給油取扱所等における単独荷卸しは、給油取扱所等に石油を供給・販売し、かつ、運送業者に石油を移送させる者（以下「石油供給者」という。）又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しに係る安全対策設備、乗務員に対する教育訓練の内容等単独荷卸しに係る基本事項を定めることが前提となること。

イ 単独荷卸しは、石油供給者においては、基本事項に基づいて、運送業者及び給油取扱所等の所有者等を適切に指導し、単独荷卸しについて適切な運用を行わせるとともに、運送業者及び給油取扱所等の所有者等が、安全対策設備の設置、乗務員に対する教育訓練、荷卸し等を実施する場合にのみ認められるものであること。

ウ また、自ら単独荷卸しを行う運送業者においては、基本事項に基づいて、給油取扱所等の所有者等を適正に指導し、単独荷卸しについて適切な運用を行わせるとともに、当該運送業者及び給油取扱所等の所有者等が、安全対策設備の設置、乗務員に対する教育訓練、荷卸し等を実施する場合にのみ認められるものであること。この場合、次の事項が単独荷卸しを実施するための要件となること。

2 単独荷卸しの具体的要件

単独荷卸しが可能となるには具体的要件

(1) 関係者が実施する事項

関係者が（石油供給者、運送業者、給油取扱所等の所有者等）が実施する事項は、次のとおりとする。

(2) 石油供給者又は単独荷卸しを行う運送業者が実施する事項

ア 単独荷卸しの仕組みを構築について

イ 給油取扱所等及び移動タンク貯蔵所に係る単独荷卸しに必要な安全対策設備

(ア) 安全対策設備の内容

- a コンタミ防止装置
- b 過剰注入防止設備
- c タンク貯蔵量表示装置
- d 照明設備

(イ) 防災設備安全対策設備の設置状況及び維持管理方法について

(ウ) 安全対策設備の設置状況の把握方法について

ウ 単独荷卸しに係る作業の内容について

エ 単独荷卸しに必要な教育訓練等について

(ア) 乗務員に対する教育訓練

- a 単独荷卸しの仕組み
- b 給油取扱所の設備
- c 事故発生時の措置

(イ) 単独荷卸しについて責任を有する運行管理者に対する教育訓練

- a 単独荷卸しの仕組み
- b 適切な運行管理
- c 災害発生時の対応

オ 乗務員が単独荷卸し等に必要な知識、技術等を有することの証明する書類の様式について

カ 運送業及び給油取扱所等の所有者等の指導内容について

キ 単独荷卸しに係る遵守事項

自ら構築した単独荷卸しに係る仕組みに基づき、運送業者には単独荷卸しが可能な移動タンク貯蔵所を使用させ、単独荷卸しに係る教育訓練を受けた乗務員に、単独荷卸しが可能な給油取扱所等において適切に実施すること。

(3) 運送業者の遵守事項

運送業者は、石油供給者が構築した単独荷卸しの仕組みに基づき次の事項を実施すること。

- ア 単独荷卸しに使用する移動タンク貯蔵所には、安全対策設備を設置し、適切に維持管理すること。
- イ 単独荷卸しする乗務員には、単独荷卸しに必要な知識等の教育訓練を実施し、単独荷卸しに必要な知識、技術等を有することの証明書類を交付すること。
- ウ 運行管理者に対し、単独荷卸しの仕組み、適切な運行管理の方法、災害発生時の対応等の教育訓練を行うこと。
- エ 安全対策設備を備えた移動タンク貯蔵所を使用して、所要の訓練を受けた乗務員に証明書類を携帯させ、単独荷卸しを行わせること。
- オ 運行管理者を常駐させ、災害発生時に備えていること。

(4) 給油取扱所等所有者の遵守事項

給油取扱所等の所有者等は、石油供給者が構築した単独荷卸しの仕組みに基づき次の事項を実施すること。

- ア 単独荷卸しに必要な安全対策設備を設置するとともに、適切に維持管理すること。
- イ 危険物保安監督者及び従業員に対して、単独荷卸しする場合の連絡体制及び災害発生時の措置等について教育訓練を実施すること。
- ウ 危険物保安監督者及び従業員に対して、営業時間中に単独荷卸しする場合の作業、役割等について教育すること。
- エ 単独荷卸し時における危険物保安監督者への連絡体制を構築すること。
- オ 単独荷卸しする運送業者に対し、給油取扱所の設備について情報提供体制の構築及び危険物保安監督者と運行管理者との連絡調整をすること。
- カ 営業時間中に単独荷卸しする場合は、乗務員との連絡ができる体制をとること。
- キ 給油取扱所等の営業又は作業時間中に単独荷卸しを行う場合は、乗務員と連絡できる体制をとること。

3 予防規程

(1) 予防規程の作成義務

予防規程の作成義務のある給油取扱所等にあつては、次のとおりとすること。なお、予防規程の作成義務のない給油取扱所等にあつても、次に準じて「単独荷卸し実施規程」を作成すること。

(2) 給油取扱所等の予防規程に規定すべき内容等

- ア 単独荷卸しが行われる給油取扱所の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。

(省令第60条の2第1項第4号関係)

- イ 給油取扱所に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。

(省令第60条の2第1項第5号関係)

- ウ 単独荷卸しの実施に関すること。(省令第60条の2第1項第7号関係)

- エ 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。

(省令第60条の2第1項第11号関係)

- オ 単独荷卸しの仕組み(給油取扱所に設置する安全対策設備、単独荷卸しを実施する運送業者及び石油供給者が実施すべき事項)に関すること。

(省令第60条の2第1項第14号関係)

- カ 単独荷卸しにおける給油取扱所の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。

(省令第60条の2第1項第14号関係)

(3) 予防規程に添付する書類

- ア 石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
- イ 当該給油取扱所等において単独荷卸しを実施する運送業者名
- ウ 石油供給者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）

(4) 予防規程の留意事項

- ア 予防規程の審査は、前(1)から(3)に掲げる内容が適正であるかについて確認するものであること。
- イ 単独荷卸ししようとする給油取扱所の状況を、必要に応じ確認すること。
- ウ 審査するにあたり、KHKで単独荷卸しについての評価を確認しているものについては、有効に活用すること。

4 安全対策

(1) 単独荷卸しに必要な安全対策

ア 安全対策設備の設置には、変更許可が必要となる場合があるので留意すること。

(イ) 安全対策設備の設置の内容が、変更工事について法第10条第4項に示す位置、構造、設備等の技術上の基準とは無関係な設備に係る改修、追加等である場合には、原則として資料提出で足りる。

(ロ) この場合の手続として、事前に資料の提出を求めて差し支えないものであり、その後、必要に応じて書類申請させること。

(ハ) 安全対策設備の設置に対する審査については、設置する機器等がKKKで性能評価試験実施済みであれば検査等が省略されるため、この評価を有効に活用すること。

(2) 単独荷卸しに係る適正運用

ア 安全対策設備が設置されても、予防規程の変更がされていないものについては、単独荷卸しは認められないものであること。

(イ) 予防規程に従った単独荷卸しが実施されていないものについては、単独荷卸しの中止するよう指導するものであること。

(ロ) 前ア(ア)の事項に対し、改善がされないものについては、危険物保安監督者の解任命令、危険物製造所等の使用停止命令等の消防法違反として扱われるものであること。なお、この場合には、消防庁危険物規制課まで通報するものであること。

(3) 単独荷卸しに必要な安全対策設備の技術基準

給油取扱所及び移動タンク貯蔵所に係る単独荷卸しに必要な安全対策設備の技術基準は、次のとおりとする。

ア コンタミ防止装置

(イ) ガソリン、灯油、軽油の油種選別が行えること

(ロ) 機器は、移動タンク貯蔵所及び専用タンク(注入口を含む。)から構成されるものである。

(ハ) 方法として、バーコード方式、キー(油種選別鍵)方式、ハイテク方式があり、いずれでもよい。

イ 過剰注入防止設備

(イ) 専用タンクへの危険物の過剰注入を防止するもの

(ロ) 方法として、荷積み時に注入が可能となる量以下の危険物を積み込む方式と、専用タンクに設け過剰注入防止装置(弁等)による方式があり、いずれでもよい。

ウ タンク貯蔵量表示装置

(イ) 専用タンク内の危険物が注入時に、随時確認できるものであること。

(ロ) 機器としては、注入口近くに設けた遠隔液面計をいう。

(ハ) 設置位置は、注入時に容易に表示内容が確認できる必要があるため、注入口近くに設けること。

エ 照明設備

(イ) 単独荷卸し作業荷必要な照度が得られること。

(ロ) 設置場所は、単独荷卸し作業に必要な範囲を照明し、照明設備のスイッチ等は、乗務員が容易に操作できるものであること。

オ 防災設備

(イ) 機器の構成は、以下のとおりである。

a 給油取扱所の見取図(単独荷卸し作業を行う場所、単独荷卸しに必要な設備等を明示したもの)

b 消火器(B火災用の能力が10単位以上となること。本数は2本程度で、既設の代用でも差し支えない。)

- c 乾燥砂（25kg以上で、使いやすく小分けしたもの）
- d 緊急用電話（消防機関に通報できるもの）
- e 通報連絡方法手順書（事故等の発生時に通報する手順を示したもの。消防機関、危険物保安監督者、運送業者等が必要）

(イ) 設置場所

- a 事故発生時等に、安全かつ容易に使用できる場所で集合させて設置すること。
- b 設置については、屋外であるため耐候性のあるボックスに収納し、外壁、防火塀等に固定して設置すること。
 - ・通称DCDボックス（給油取扱所の見取図、緊急用電話、通報連絡方法手順書を収納）
 - ・消火器ボックス（消火器、乾燥砂を収納）

(4) 給油取扱所等の単独荷卸しに係る教育訓練等の基準

ア 運送業者が、石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、乗務員に対して教育訓練を実施するものであること

イ 教育の内容

(ア) 給油取扱所等の施設、設備の構造等について

- a コンタミ防止装置
- b 過剰注入防止設備
- c 過剰注入防止設備
- d 照明設備
- e 防災設備
- f タンク注入口の識別方法

(イ) 単独荷卸しの作業手順について

(ウ) 異常時の対応方法について

ウ 単独荷卸しする給油取扱所について

(ア) 給油取扱所周辺の状況について

前面道路の状況

(イ) 必要資機材の配置状況

給油取扱所の防災設備等の設置、配置場所等

エ 訓練内容

- (ア) 消火器の使用方法
- (イ) 乾燥砂による漏えい拡大防止措置
- (ウ) 災害時における消防機関への通報要領
- (エ) 単独荷卸し作業異常時の対応

第6章 検 査

1 完成検査前検査

危険物製造所等の設置又は変更工事について、法第12条の2の規定により、完成検査を受ける前に、工事の工程毎に市町村長等が行う中間検査を受けなければならない。

(1) 検査の種類

ア 基礎検査

(ア) 配筋検査（下部、上部）

(イ) アスファルトサンド

イ タンク検査

(ア) 水圧水張検査

(イ) タンク据付け

ウ 配管検査

(2) 基礎検査

ア タンクの基礎については、基礎の大きさ、厚み、鉄筋組等について検査すること。

イ アスファルトサンドについては、アスファルトの染み込み、厚さ等について検査すること。

(3) タンク検査

ア タンクについては、水圧水張検査済証の確認を検査すること。

イ タンク据え付けについては、据付け状況について検査すること。

(4) 配管検査

ア 地下埋設配管の場合は、消防検査を要する。

イ 政令第21号に定める配管のうち、次の自主検査をする場合は、危険物施設の指定数量未満のタンクの例によること。

(ア) 地上配管

(イ) ピット配管

(ウ) 地下配管で、やむを得ない場合

ウ 自主検査とする場合は、検査記録等の報告書類の提出を求め、確認を要するものとする。

2 完成検査

(1) 完成検査

ア 完成検査は、許可申請（計画）どおりの施工がされているかを検査するものであること。

イ 許可申請（計画）どおりの施工がされていない場合は、不合格とすること。

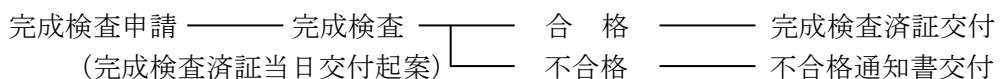
(2) 完成検査の手続

ア 完成検査は、稲沢市完成検査済証等交付手続事務処理要領（平成17年4月1日施行）により「完成検査済証」等の「当日交付」を行うものとする。

イ 完成検査の手続

(ア) 完成検査済証交付手続は、完成検査申請受付後、検査前に手続をし、事務処理要領に基づき合格時は「即時交付」すること。

(イ) 手続のフロー



(ウ) 完成検査申請受付後から完成検査当日までの書類修正、書類差替え、書類追加等は認められないこと。

3 完成検査前検査（水圧水張検査）

(1) 海外で制作された液体危険物の水圧水張検査について

平成13年3月23日消防危第35号に基づき、次のとおり指導すること。

ア 製造所又は一般取扱所に設置する外国製の液体危険物タンクを一体とした「ユニット機器」については、海外で公正な機関で行われた水圧水張試験であれば、その証明書等を活用として、水圧水張検査とみなして運用しても差し支えないものとする。

イ ユニット機器の例としては、放電加工機、油圧装置の油圧タンク等を有し、取り外して検査することが困難なもの

(2) 危険物製造所等の指定数量未満タンク

ア 平成7年2月3日消防危第5号に基づき、次のとおり指導すること。

(ア) 一般取扱所に設置する20号タンクのうち、指定数量未満のタンクは、完成検査前検査の対象から除外されていること。

(イ) この場合の完成検査前検査は、消防検査又は自主検査のいずれでも可能とするものであること。

イ 一般取扱所に設置するタンクの容量が、指定数量の5分の1未満のタンクは、20号タンクの規制を受けないこと。

(ア) 当市消防本部に検査申請があった場合は、設置場所を確認し、次による指導をすること。

(イ) 他の消防本部に設置するものについては、設置する消防本部に事前相談するよう指導をすること。

(ウ) 当市消防本部に設置するものについては、自主検査による指導をすること。

(3) タンク、配管等の自主検査

ア タンク、配管等の自主検査については、次のとおりとする。

(ア) 自主検査の報告様式は、別添9の「タンク等試験結果報告書（自主検査）」とする。

(イ) 当該タンクについては、事前又は検査当日に報告のあった場合には、そのデータ等を確認し完成検査において省略又は簡略されるものであること。

(4) 水張水圧検査の代替検査

ア 既設タンクの変更工事等により水圧水張検査を必要とする場合、検査の実施が困難な場合は、代替検査によることができる。

（昭和62年10月7日消防危97号通知による。）

イ 変更工事の具体例

(ア) 既設地下タンクの点検用マンホールの取り付け

(イ) 廃止後のタンクで、再使用する場合

ウ 検査の具体例

(ア) 不燃性ガスによる検査（微加圧等）

エ 注意事項

代替検査を行う場合は、政令第23条の特例による適用とすること。

4 不合格

不合格となる基準は、本許可申請の内容と施工内容に大きな相違がある時とする。

(1) 完成検査

ア 位置について

- (ア) 許可位置と施工位置
- (イ) 保安距離の不足
- (ウ) 保有空地の不足

イ 構造について

- (ア) 建屋構造（主要構造部）並びに施工材料及び施工工法
- (イ) 建屋の大きさ（面積、高さ）
- (ウ) 建屋開口部（材質、位置、大きさ等）

ウ 設備について

- (ア) 設備の位置、配置、数量等
- (イ) 設備の材質、構造、大きさ
- (ウ) 配管の口径、材質、接合方法及び布設位置
- (エ) 申請電気設備（防爆仕様の未設置及び施工不良）
- (オ) 申請設備の著しい不足

(2) 完成検査前検査（水圧水張検査）

ア タンク寸法の相違

イ 気密不良（漏水）

ウ 修復不能な傷等

(3) 不合格時の手続

ア 不合格時の指導は、次のいずれかとし選択させる。

- (ア) 申請者に変更の許可申請をさせ、完成検査を受ける。
- (イ) 申請者に本許可の申請に基づく施工（申請図面に基づく施工）を実施するよう指導し、完成検査を受ける。

イ 不合格通知の手続

(ア) 手続のフロー

検査不合格 ———— 不合格通知書交付手続 ———— 不合格通知書交付
(起案、決裁を要する。) ※再検査指導

(イ) 完成検査済証の未交付処理

不合格通知書交付手続時に不合格となった完成検査済証は、経過欄に「不合格」と記載し、決裁を受ける。

(4) 火災予防条例タンク

ア 危険物施設の指定数量未満のタンクの例によること。

イ 火災予防条例による水圧水張検査については、手数料徴収条例による手数料を徴収すること。

第7章 そ の 他

1 許可書等の再交付

(1) 再交付の種類

ア 許可書

イ 完成検査済証

ウ タンク検査済証

(ア) 正本のみとし、副本（プレート）の再交付はされないものであること。

(イ) 廃止後のタンクの再交付はされないものであること。

(2) 手続

規則により再交付の手続をすること。

(3) 手数料

ア 手数料徴収条例により手数料が必要であること。

イ 手続については、手数料の納付を確認した後に受け付け再交付の手続をすること。

2 予防規程

(1) 作成単位

ア 原則として、危険物製造所等毎に制定する。

イ 制定を必要とする危険物製造所等を複数有する場合は、該当する危険物製造所等、全て網らした一つの予防規程を作成するよう指導する。

3 廃止の届出

(1) 届出

ア 届出は、廃止後とする。

イ 届出書には、許可書及び完成検査済証（原本）を添付すること。また、タンクを有する場合は、タンク検査済証（正本・副本）を添付するよう指導すること。

ウ イの添付書類を紛失等し、添付できない場合は、顛末書を提出するよう指導すること。

(2) 廃止にともなう留意点

ア 廃止の方法

(ア) 地下貯蔵タンクを有する場合は、「稲沢市地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全対策指導要領（平成17年4月1日施行）により指導すること。

(イ) 地下貯蔵タンク以外のタンクについては、マンホール配管等の開放を確認し、その他は安全が確認されるように(ア)の基準に基づき指導すること。

(ウ) 廃止については、廃止の方法を確認し指導すること。

(エ) 危険物（可燃性蒸気を含む。）及び標識・掲示板の撤去が廃止の条件であること。

(3) 文書廃棄

廃止については、現地を必ず確認し、以後、決裁による文書廃棄すること。ただし、写真等により廃止処理が確認できる場合は、この限りでない。

4 休止の届出

(1) 届出

- ア 規則第12条による
- イ 危険物製造所等の使用を3か月以上にわたって休止するとき
- ウ 届出は7日前までに

(2) 休止の留意点

- ア 危険物は原則として抜き取り、内部の可燃性蒸気を排出しておくこと。（タンククリーニング）
- イ 危険物を抜き取り休止した場合であっても、法に基づく義務（自主点検、漏れ点検等）は免除されないものであること。